

## 障害者差別解消法改正に伴う山梨県障害者幸住条例改正について

### 1 経緯

R3.6.4、事業者には障害者への合理的配慮を義務付けることなどを定めた、障害者差別解消法改正法が公布され、令和6年4月1日に施行されます。

県では、法施行に合わせて、山梨県障害者幸住条例を改正する予定です。

### 2 法改正の内容

#### ①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

#### ②事業者による必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

#### ③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

### 3 山梨県障害者幸住条例の改正案

- ①事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改正します。

- ②障害者差別地域相談員の育成について追加します。
- ③障害者差別解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供について、必要な規定を整備します。

#### 4 今後のスケジュール

R5.8	令和5年度第1回・障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・条例改正案の確認 ・施行後の課題への対応についての意見交換
R5.12	改正条例案取り纏め
R6.2	令和5年度第2回・障害者差別解消支援ネットワーク会議 ・条例案、今後の取組の説明 ・施行後の取組についての意見交換
R6.2～3	改正条例案・山梨県議会審議
R6.4.1	改正障害者差別解消法施行 改正山梨県障害者幸住条例施行